

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都葛飾区東立石三丁目5番1号

氏 名 高嶺清掃 株式会社
代表取締役 関川 泰子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成25年12月16日

許可の有効年月日 平成30年12月15日

1. 事業の範囲に属する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

- 汚泥
- 油
- 灰
- 廃アルミ
- 廃プラスチック類(*)
- 紙くず
- 木くず
- 繊維くず
- 動物性残さ
- ゴムくず
- 金属くず
- ガラスくず
- 陶磁器類(*)
- 動物のふん尿
- 以上14種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	指令番号	変更内容
平成5年12月16日	指令東環第1210号	新規許可
平成12年8月31日	—	変更届（代表者）
平成21年1月21日	指令越環第3449号	更新許可
平成23年8月26日	指令産廃第8-33号	変更許可（1種類の追加）
平成25年12月16日	指令産廃第9-805号	更新許可

5. 積替え許可の有無 有 ・ 無
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無